

中小 M&A ガイドライン遵守に関する補足説明

2022 年 11 月 16 日

関係各位

株式会社マネジメントブレーン

代表取締役 岩田壮一

記

株式会社マネジメントブレーン（以下「弊社」といいます）は中小企業庁（以下「本庁」といいます）が所管する中小企業 M&A 支援機関として登録され、本庁が定める「中小 M&A ガイドライン」に基づき、以下の事項を遵守することを宣言します。

1. 仲介またはフィナンシャル・アドバイザー契約（以下「FA 契約」といいます）の締結につき、業務実態に合致した契約を締結し、締結前に依頼者に当該契約に係る重要事項を明確に説明します。

以下、説明する主な重要事項です。

- 1) 譲渡者・譲受者の両当事者と当該契約を締結する仲介方式、一方当事者のみと締結し、一方のみに助言する FA 方式との違い及び特徴

- 2) 業務範囲、具体的な業務内容。
- 3) 報酬等の具体的な費用
- 4) 秘密保持に関する具体的な内容
- 5) 専任条項に関する具体的な内容
- 6) テール条項に関する具体的な内容（尚、弊社ではテール条項を設けていません）
- 7) 契約期間
- 8) 中途解約

2. 譲渡契約等の最終契約締結につき、依頼者に対し、契約内容に漏れが生じないように詳細な確認を依頼します。

3. 対価決済等のクロージングにつき、具体的な諸手続き及びスケジュールを提示し、確実に対価の送金及び着金が行われることを確認します。

4. 専任条項につき、以下の事項を遵守します。

- 1) 依頼者が他の支援機関に意見を求めたい旨を申し出て、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、セカンドオピニオンを求めることを了承します。ただし、相手方当事者に関する情報開示を禁止し、相談先を法令上または契約上の秘密保持義務を有する者また

は事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定する等の情報管理に配慮します。

2) 専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めます。

3) 依頼者が随時かつ任意で仲介・FA契約を中途解約できる条項を設けます。

5. テール条項につき、以下の事項を遵守します。尚、弊社ではテール条項を設けていません。

1) テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とします。

2) テール条項の対象は弊社が関与し、譲渡者に紹介した譲受者のみに限定します。

6. 仲介業務につき、以下の事項を遵守します。

1) 仲介契約の締結前に、譲渡者・譲受者の両当事者と仲介契約を締結し、双方から成功報酬等を受領することを両当事者に伝えます。

2) 仲介契約の締結前に、両当事者間で利益相反の恐れがあると想定される事項につき、両当事者に明示的に説明します。

3) 利益相反の恐れがある事項を認識した場合には、当該事項に関する情報を両当事者に適時かつ明示的に開示します。

4) 確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等に意見を求めるように伝えます。

5) 参考資料として弊社が簡易に算定した概算額等のバリュエーション結果を両当事者に示す場合には、以下の事項を両当事者に明示します。

- ① 確定的なバリュエーションを実施したのではなく、参考資料として簡易算定したものであること
 - ② 当該簡易算定の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合には、当該意向・意見等の内容
 - ③ 必要に応じて土業等専門家等の意見を求めることができること
- 6) デューデリジェンス（以下「DD」といいます）を弊社で実施せず、DD 報告書の内容を定めないこととし、依頼者に必要に応じて土業等専門家等の意見を求めることを伝えます。

7. 上記以外の事項につき、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った行動をします。

以上